

安全報告書 2008

1. トップメッセージ

安全報告書の公表にあたって

当社は、平成13年11月に西九条～近鉄難波間の第三種鉄道事業許可、平成15年1月に同区間の工事施行認可を受け、現在、平成21年3月20日の開業予定日に向け鋭意建設工事を進めているところであります。

さて、平成18年10月に施行されました「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」により、全ての鉄道事業者に対して安全に対する対応が義務づけられましたが、当社におきましても建設工事中の安全確保について安全管理規程を制定し、同年の12月に届出を行いました。この中では、組織的な安全管理体制などを定め、事業主体、工事発注者として事故のない事業推進への取り組みを明確にしています。

開業の目標時期まで残すところ約半年となりましたが、引き続き工事に携わる人、工事現場周辺の人や施設などに対する安全確保に、事業主体として最大限の努力をまいります。

平成20年9月

西大阪高速鉄道株式会社 取締役社長 本庄 義信

2. 安全方針

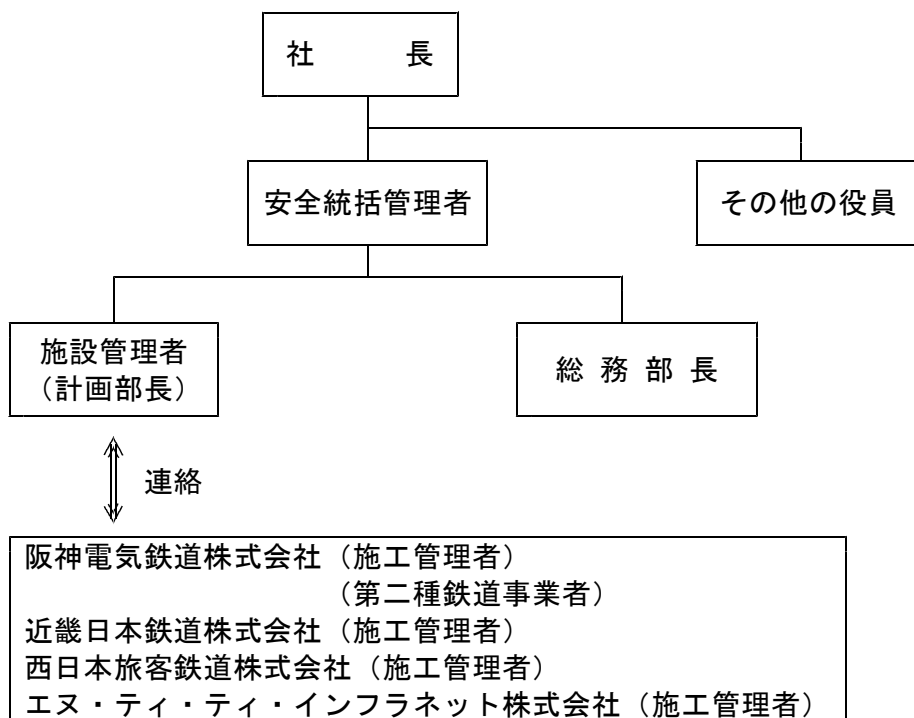
社長及びその他の役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めており、次の「安全方針」を掲げ、社員に周知・徹底しております。

- ① 安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長・役員、社員一同、安全確保に最善の努力を尽くします。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 安全管理体制を適正に運用するとともに、継続的な改善を図ります。

3. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

鉄道事業における安全の確保に関する体制は、下記のとおりとし、社長をトップとして、各責任者の役割及び権限を明確にしております。



社 長：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

施 設 管 理 者：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。

総 務 部 長：輸送の安全の確保に必要な要員、投資、財務に関する事項を統括する。

(2) 安全管理方法

①西大阪延伸線建設工事災害防止協議会

毎月1回例会を開催し、安全点検パトロールを行うとともに、災害防止への取り組みについて状況の確認、対策の協議などを行っています。

また、労働基準監督署などによる安全講話も実施しています。

②大阪市道路安全対策委員会

大阪市が開催する委員会会合に出席しており、別途、同委員会主催の道路工事現場合同パトロール、事故防止講習会等にも参加しています。

③施工管理者からの報告

当社施設建設工事の施工管理業務を委託しております阪神電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社との間で、それぞれ毎月1回定例会を開催し、工事工程の打合せを行うとともに、安全の確保に関する業務の報告を受け、必要に応じて安全対策に関する協議を行っています。

④その他

地下埋設物事故防止点検や大阪市内地域水防協議会に出席しています。

4. 安全確保のための具体的措置の例

①公衆に対する安全確保の方法

立入防止柵の設置や工事車両の出入口等に交通誘導員の配置を行っています。

②作業員に対する安全確保の方法

落下防止及び転落防止のための落下防止工等を設置しています。

③重機取扱いに伴う事故防止

機械据え付け面の安定確認を実施しているとともに、台風等非常事態が発生する恐れのある場合には所定の場所に移動しています。

5. 安全に関する状況

平成19年度における当社の行う建設工事において、事業主体として報告すべき事故の発生はありません。

6. 今後の安全確保の方針

引き続き安全管理体制を維持し、適切に工事の状況を把握するとともに、安全に関する情報を施工業者とも共有し、事業主体として工事上の安全確保に努めてまいります。

なお、開業後の列車の運行及び施設の保守管理については、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が行うことになっており、現在、開業後の安全管理規程の見直しを策定中ではありますが、開業後も第三種鉄道事業者としての役割と使命を認識し、第二種鉄道事業者との連携を図りながら安全確保に努めてまいります。

以 上